

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成16年2月26日

株式会社 アルティア

松永 泰孝 殿

自動車交通局技術安全部技術企画課

国際業務室長

平成16年1月16日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

## 記

### 1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象となる。

### 2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

道路運送車両の保安基準第43条の5第2項は「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」第51条により、平成18年7月1日以降に製作された自動車に対して適用となる。これは、自動車メーカーが盗難発生装置を車両標準装備として設定される際にも、ディーラーオプション部品及びカーショップなどで販売している市販品としての盗難発生警報装置が装着されている自動車に対しても適用となるものである。

なお、盗難防止装置について、「自動車又はその部品の改造、装置の取付又は取り外しその他これらに類する行為により、構造、装置又は性能に係る変更」を行う場合、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第161条により、細目告示145条の基準が適用される。この場合、細目告示別添78「盗難発生警報装置の技術基準」のうち、5.2.12（電磁両立性）に関する規定は除かれることとなる。